



海で出会ったかわいい笑顔

おしらせ

山田町役場 ☎82-3111

町のホームページアドレス

<https://www.town.yamada.iwate.jp/>

自賠責保険・共済 加入状況の確認を

自賠責保険・自賠責共済は、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。これは、自動車事故の際に基本的な対人賠償を保証するものです。被害者の救済を目的としています。未加入の自動車での運行は、法令違反です。加入漏れが無いよう自身が所有する自動車の加入状況や有効期限を確認しましょう。

◆問い合わせ 東北運輸局岩手運輸支局輸送・監査部門(☎019-638-2155)へどうぞ。

秋を感じながら 瀧磯海岸へGO!

◎さわやかウォーキング

▷期日 9月27日(日)
▷時間 午前10時10分～午後2時50分(午前10時集合)
▷集合場所 保健センター前
▷内容 瀧磯海岸までのウォーキング(往復約6km)
※ウォーキングの出発地点までは町の送迎バスで移動
▷対象 小学校4年生以上の町民(小学生は保護者同伴)
▷定員 20人
▷参加料 1人200円
▷持ち物 ▶昼食▶飲み物▶おやつ▶敷物——など
▷その他 雨天の場合や定員が10人に満たないときは開催を中止します。

▷申込期限 9月25日

◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課社会体育係(内線682)へ。

9月分の納税

国民健康保険税…(第3期)
納期限…9月30日(水)
(口座振替日)

～忘れずに納付を～

司法書士による 無料相談会開催

岩手県司法書士会では「法の日」(10月1日)を記念して、司法書士による法の日無料相談会を行います。

▷日時 10月3日(土)

午前10時～午後3時

▷場所 まちなか交流センター2階交流スペース3

▷相談内容 ▶不動産・商業登記手続きの代理▶訴訟書類の作成▶簡易裁判所での手続き代理——など

◆問い合わせ 岩手県司法書士会事務局(☎019-622-3372)へどうぞ。

職場の労働問題 何でもご相談を

弁護士会、法テラス、社労士会、県労働委員会、労働局合同の労働相談会を開催します。会場での相談を希望する人は、事前に予約の上、お越しください。

▷日時 10月4日(日)

午前10時～午後3時
(午後2時受付終了)

▷場所 アイーナいわて県民情報交流センター(盛岡市盛岡駅西通)

▷相談内容 パワハラ、退職、解雇など労働問題全般

◎電話相談

▷相談専用電話(10月4日のみ)

▶☎0120-980-783

▶☎019-604-3002

◆予約先・問い合わせ 岩手県労働委員会事務局(☎0120-610-797)へどうぞ。

お詫びと訂正

9月1号の掲載記事に誤りがありました。深くお詫び申し上げます。次のお詫び訂正いたします。

▷町民のうごき (16歳)

人口欄

(誤) 今月減5人

(正) 今月増5人

10月は公証週間 相談会行います

宮古公証役場では、10月1日から7日の公証週間に伴い、無料の公証相談会を行います。

▷期日 10月1日(木)～7日(水)
(土・日曜日は要予約)

▷時間 午前9時半～午後4時

▷場所 宮古公証役場(宮古市宮町)

▷相談内容 契約や遺言などの公正証書の作成に関する相談

◆予約先・問い合わせ 宮古公証役場(☎63-4431)へ。

行政書士による 無料電話相談会

◎暮らしと事業の無料電話相談

▷日時 10月1日(木)

午前10時～午後4時

▷相談内容 ▶相続▶遺言▶各種許可手続き▶各種契約書の作成▶土地の活用——など

◆相談先・問い合わせ 岩手県行政書士会事務局(☎019-623-1555)へどうぞ。

折り紙で作ろう オリジナル和傘

◎公民館講座「折り紙教室」

▷日時 10月3日(土)

午前10時～11時半

▷場所 町中央公民館小ホール

▷内容 折り紙でオリジナル和傘作り

▷参加料 無料

▷定員 10人程度(先着順)

▷申込期限 9月28日

◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課社会教育係(内線623)へ。

申請を忘れずに 臨時特別給付金

町では、児童手当を受給する世帯に対し臨時特別給付金を支給しています。児童手当受給者の職業が公務員以外の方は、6月10日に支給済みですが、公務員の人は申請が必要です。期限内に申請書をご提出ください。

▷申請期限 9月30日

◆申請先・問い合わせ 町町民課住民記録係(内線124)へ。

在宅介護をしている人へ 介護慰労金支給します

町では、介護サービスを利用せずに要介護者を在宅で介護している人に対し、慰労金を支給しています。

に介護している人の世帯全員が町民税非課税である人が福祉用具レンタルなどの一部のサービスを除く

▽支給対象者 次の全てに該当する人 ▼町内に住所を有する要介護4、5の認定を受けた要介護高齢者などと1年間継続して同居し、その介護に従事していた人 ▼介護保険サービスを利用せずに在宅で介護に従事していた人 ▼主

▽支給金額 年額10万円
▽申請方法 役場1階山田町地域包括支援センター窓口へ記入の上、提出してください。

◆申請先・問い合わせ 山田町地域包括支援センター(☎8213136)へどうぞ。